

ザグザグ

- ・岡山県、香川県、広島県、兵庫県などにおいてドラッグストア(221店舗※)を展開
- ・岡山県内のドラッグストア市場において売上高が上位

(※) 令和7年12月時点

従業員等の派遣を要請

納入業者

- ・ザグザグとの取引継続を希望
- ・ザグザグの代替取引先確保による売上げ維持は困難

違反被疑行為の概要

・ザグザグの新規開店又は改装開店に際し、商品陳列作業等を行わせた(当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む。)



・費用の請求を行っていない納入業者に対して派遣費用を支払っていないかった。



独占禁止法第2条第9項第5号に規定する
優越的地位の濫用
に該当するおそれ

公正取引委員会の措置

上記行為は、**優越的地位の濫用**として独占禁止法第19条(不公正な取引方法)の規定に違反するおそれがあることから、ザグザグに対し、今後、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、同様の行為を行わないよう**警告**した。